

【 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 】

＜ 実施要領 ＞

(秋田労働局 秋基登録第23号・有効期限満了日:令和6年3月30日)

1. 日時及び会場

(一社)秋田県労働基準協会

[日時] 令和5年11月7日(火)～令和5年11月9日(木)

1日目: 午前9時00分～午後5時10分 会場: 協働大町ビル
(8時50分から開講オリエンテーションを行います。)

2日目: 午前9時00分～午後4時10分 会場: 協働大町ビル

3日目: 午前9時00分～午後3時40分 会場: 協働大町ビル

※ 協働大町ビルの地図は当協会HPの「地図・住所」の「本部・秋田支部」の地図を参照ください。

2. 講習科目(※修了試験含で記載)

- (1) 酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識(3H)
- (2) 酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止装置に関する知識(4H)
- (3) 保護具に関する知識(2H)
- (4) 関係法令(2.5H)
- (5) 救急そ生の方法(実技・試験)(3H)
- (6) 酸素及び硫化水素の濃度の測定方法(実技・試験)(3H)
- (7) 修了試験(1H)

※(5),(6)は、実習講習終了後に実技試験があります。(7)は学科の修了試験です。

3. 講習科目の一部免除及び特例等

- (1) 日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定を受けた者。
免除科目: 「(5) 救急そ生の方法(実技・試験)」(実技講習と実技試験が免除)
- (2) 酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者(特例)*
- (3) その他

一部免除については、有効期限内にある日本赤十字社の「救急法救急員認定証」、「救急法救急指導員証」等の確認を行いますので、申込の際に、この写しを申込書に添付願います。

また、特例で受講される方は、申し込まれる際に、講習時間等の説明がありますので秋田県労働基準協会にお問合せください。

*受講料割引はありますが、受講者数等の関係で特例時間ではなく、通常科目時間の受講をお願いすることとなります。

4. 受講料・テキスト代

	一部免除又は特例を受けない者(通常)	一部免除又は特例を受ける者
受講料(税込み)	18,700円	12,100円
テキスト代(税込み)	2,310円	2,310円
合計(税込み)	21,010円	14,410円

※テキスト代は変更となる場合があります。

5. 定員 80名(定員になり次第締切ります)

6. 受講申込方法

- (1) 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚(背景がないもの)を貼付のうえ、郵送、メールまたは持参により申し込みください。
- (2) 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します。申込書に希望の有無欄あり。)
- (3) 受講申込締切日及び受講料納入期限は **令和5年10月31日(火)** とします。
- (4) 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はいたしません。
- (5) 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合わせください

●【申込先】 〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44
一般社団法人 秋田県労働基準協会
TEL 018-862-3362・FAX 018-862-3729

●【振込先】 秋田銀行 大町支店(普)967567
一般社団法人 秋田県労働基準協会
専務理事 町田 良則(マチダ ヨシノリ)

※振込は関係資料の送付後に行ってください。